

広島県産材「木製品カタログ」掲載製品募集要項

広島県では、生産された県産材が用途に応じて適切に利用される資源の循環を構築するとともに、森林整備を促進し、森林の適切な管理が図られることを推進するため、下記のとおり、このたび新しく「県産材木製品カタログ」を作成することとしました。

「ひろしまの森」で育った「ひろしまの木」を、誰もが手軽に暮らしの中に取り入れることで、ひろしまの森を元気に支えるきっかけづくりとします。

つきましては、下記のとおり「木製品カタログ」の掲載希望者を広く募集します。

- 対象製品：①広島県産材を用いて製造された家具、食器、雑貨、建設資材などの木製品全般で、実際に販売をしているもの。
(針葉樹、広葉樹を問わないが、県産材の証明が必要)
②県産材製品開発支援事業の補助金を得て製作されたものについては優先的に掲載。
- 応募資格
 - ・広島県内に主たる事業所・製造拠点を有する事業者（法人格の有無を問わず、事業を営むもの全て）
 - ・県外の事業者においては、広島県産材を使用している証明が提出できる者
- 募集期間：令和7年4月10日～5月31日まで
- 掲載料：無料
- 掲載媒体：広島県庁ホームページにおいてカタログ形式（PDF）で掲載
(公開は令和7年中を予定)
- 応募方法：応募用紙（様式1及び様式2）に必要事項を記入の上、添付書類と併せて下記提出先まで、メールでの提出をお願いします。
(1回のファイル送信量は5MBを目安に送信してください。それ以上大きい場合は、受け取れないことがあります。)
※応募用紙は、県ホームページからダウンロードが可能です。
- 添付書類：①県産材利用の証明ができるもの※
②県税の滞納がない証明書
③掲載を希望する画像（2MB程度）
※に該当する書類については、ご相談ください
- その他
 - ・1事業者当たりの掲載数は3製品（3枠分）までとします。ただし、掲載1枠内に複数製品を掲載することも可とします。
 - ・受付は先着順で、定数になり次第、締切前でも募集は終了します。
 - ・掲載にあたっては、書類審査があります。審査の結果、カタログに掲載されない場合もあります。
結果については、応募者には文書で通知をします。

○掲載決定後の取消しについて

掲載決定後、下記のいずれかに該当するときは、掲載を取り消す場合があります。その場合は該当事業者に通知します。

- ・虚偽の申請により掲載されたとき。
- ・公序良俗に反し又はそのおそれのあることが認められたとき。
- ・掲載が認められる要件を欠くに至ったとき。
- ・掲載事業者から製品の取消し等に係る申し出があったとき。
- ・法令違反などの反社会的行為が判明したとき。
- ・その他、掲載を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

【提出先及び問い合わせ先】

広島県農林水産局林業課 県産材利用促進グループ

nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 (本館 4 階)

TEL : 082-513-3688 FAX : 082-223-3583

この要領に基づき、広島県産材「木製品カタログ」への応募をお待ちしております。